

## とちぎSDG s 推進企業登録制度実施要領

### 1 目的

県内企業等におけるSDG s 推進の機運を醸成するとともにSDG s 達成に向けた具体的かつ主体的な取組を促進し、企業価値の向上及び競争力の強化を図る。

### 2 実施主体

栃木県

### 3 登録（ホームページ掲載）内容

SDG s 達成に向けて意欲的な企業活動に取り組む県内企業の取組内容について登録（ホームページ掲載）する。

### 4 対象事業者

栃木県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主で、構成員が栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者でないものをいう。

### 5 提出先・提出方法

とちぎSDG s 推進企業登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出する。

- (1) SDG s 達成に向けた宣言書（様式第2号）
- (2) SDG s 達成に向けた具体的な取組のチェックリスト（様式第3号）
- (3) その他必要と認める書類

### 6 登録（ホームページ掲載）の要件

登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 「環境」・「社会」・「経済」の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDG s 達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。

### 7 登録マークの配布

県は、3により登録を行った企業（とちぎSDG s 推進企業、以下「登録企業」という。）に対し、別記に定める登録マークを配布するものとする。

### 8 SDG s 達成に向けた取組の報告

登録企業は、少なくとも登録の日から1年が経過する毎に、その進捗状況を確認するものとし、5に規定する書類により知事に報告する。また、5の内容に変更が生じた場合には、随時、報告する。

## 9 登録の変更と辞退

登録企業は、その所在地、名称又は代表者の氏名に変更が生じたときは、とちぎSDG s 推進企業登録内容変更届出書（様式第4号）を知事へ提出するものとする。

登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、とちぎSDG s 推進企業登録辞退届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

## 10 登録の取消し

知事は、登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) とちぎSDG s 推進企業登録マークが不正に使用された場合
- (2) 登録企業としての活動実態がないと判断される場合
- (3) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録企業へ通知するものとする。

## 11 登録の期限及び更新

登録企業の登録の有効期限及び登録マークの使用期限は、登録の日から3年とする。

登録の更新を受けようとするときとちぎSDG s 推進企業は、5に規定する書類を提出するものとする。

## 12 登録マークの使用

登録マークの使用については、登録企業であることや登録企業のSDG sに関する活動を広く広報する目的にのみ使用し、以下の目的での使用は禁ずる。

- (1) 登録マークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること
- (2) 登録マークにより商品やサービスに一定の認証等があるように使用すること
- (3) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること

なお、登録マークの使用に当たっては、国際連合のロゴ使用のためのガイドライン「持続可能な開発目標 カラーホイールを含むSDG s ロゴと17のアイコンの使用ガイドライン」を厳守すること。

## 13 その他

登録企業は、県がSDG sの普及啓発のために行う調査・広報等の活動に対して、できる限り協力をするものとする。

この要領に規定するもののほか、とちぎSDG s 推進企業登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和2年8月20日から施行する。

(別記)

とちぎSDGs推進企業 登録マーク

(1)



とちぎSDGs推進企業 登録マーク

(2)



とちぎSDGs推進企業 登録マーク